

令和8年4月1日契約締結案件から建設業退職金共済制度における電子申請方式に対応します

本市では、発注工事の施工に際し、建設労働者の労働福祉向上を目的とした建設業退職金共済制度の履行確保のための必要措置を行っております。

この度、同制度において、掛金納付方式に電子申請方式が導入されたことから、本市においても、建設業退職金共済の履行確保に関する取扱要領を改正し、事業者の手続の簡素化及び電子化推進等のため、電子申請方式を可能とする運用とします。

つきましては、事業者におかれましては、受注工事に関して建設業退職金共済制度の履行確保及び促進に努めるとともに、下請契約を締結する際、下請業者に対し、同制度への加入等の周知及び促進に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

1 電子申請方式について

(1) 電子申請方式の概要

電子申請方式とは、共済証紙の代わりとなる「退職金ポイント（電子掛金）※」を購入し、月に1度、共済契約者が被共済者の就労日数を「電子申請専用サイト」に登録することで、登録された就労日数に応じて、保有している退職金ポイントを掛金として納付する方式のことを指します。

※退職金ポイントは1ポイント＝1円

(2) 適用の時期

令和8年4月1日以降に契約締結をする案件から、電子申請方式を可能とする運用とします。

なお、従前の証紙貼付方式による掛金納付も引続き可能とし、電子申請方式及び証紙貼付方式の併用も可能とします。

(3) 掛金収納書の取扱い

独立行政法人勤労者退職金共済機構の運用する電子申請専用サイトから購入手続を行い、支払手続後に自動作成される「掛金収納書（電子申請方式）」を「建設業退職金共済等証紙購入状況報告書（要領様式第1号様式）」と併せて工事担当課宛てに御提出ください。

(4) 掛金充当状況の報告

電子申請専用サイトから「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」及び「掛金充当書」をそれぞれ出力し、工事担当課宛てに御提出ください。

2 下請業者等に対する周知について

建設業退職金共済制度の履行確保にあたり、事業者が下請契約を締結する際、下請業者に対して、本制度の周知徹底を図ることを目的として、建設業退職金共済の履行確保に関する取扱要領第2条に、第2項を新設しました。

次の点につきまして、御協力をお願いします。

(1) 本制度趣旨の説明及び加入の促進

(2) 下請業者が雇用する本制度の対象労働者への現物による証紙の交付、または退職金ポイントの充当、もしくは掛金相当額の下請代金中への算入

ア 証紙貼付方式 下請業者が雇用する同制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、現物により交付してください。

イ 電子申請方式 下請業者が雇用する同制度の対象労働者分を含めて退職金ポイントを併せて購入し、充当してください。